

東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業実施要綱

26 福保高在 第 997 号

平成 27 年 3 月 27 日

1 目的

サービス付き高齢者向け住宅において提供される生活支援サービス、医療事業所において提供される医療サービス及び介護事業所において提供される介護保険サービスの実施主体等が連携して、各サービスを効果的に提供する方策や体制の整っている事業について、その実施に係る経費の一部を補助することにより、高齢者が医療や介護等が必要になっても、安心して住み慣れた地域で住み続けることができる住まいの供給を促進する。

2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都とする。

3 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療事業所。医療サービスを提供する事業所をいう。

(2) 介護事業所。介護保険サービスを提供する事業所をいう。

(3) 補助事業者等。この要綱に基づく補助対象事業を行う以下のものをいう。

ア サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者

イ サービス付き高齢者向け住宅と連携する医療事業所及び介護事業所の運営事業者

ウ サービス付き高齢者向け住宅並びに当該サービス付き高齢者向け住宅に併設され、これと連携する医療事業所及び介護事業所の敷地となる土地の所有者

エ サービス付き高齢者向け住宅並びに当該サービス付き高齢者向け住宅に併設され、これと連携する医療事業所及び介護事業所の建物を整備し、所有する者

4 事業内容

次の(1)及び(2)に該当する事業を補助対象事業とし、その実施に係る経費の一部を補助する。

(1) サービス付き高齢者向け住宅、医療事業所及び介護事業所を一体として新規に整備する事業又は既存建築物を改修して整備する事業

ただし、医療事業所及び介護事業所の両方を一体として同時に整備することが困難である場合は、医療事業所又は介護事業所のいずれかを併設により整備し、併設しない事業については、当該サービス付き高齢者向け住宅と近接した事業所と連携することにより、(2)の要件を満たす場合は対象とする。

なお、この場合、近接した事業所は補助金の交付対象としない。

- (2) サービス付き高齢者向け住宅、医療事業所及び介護事業所が連携して、各サービスを効果的に提供する方策及び体制を確保している事業

5 事業の運営

事業の運営については、補助事業者等は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、高齢者住まい法、老人福祉法（昭和38年法律第133条）及び介護保険法（平成9年法律第123号）等の法令に適合すること。
- (2) 東京都の策定した「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン（26福保高在字第632号）」の趣旨に沿った事業運営を行うこと。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅、医療事業所及び介護事業所の連携体制を維持できること。
- (4) サービス付き高齢者向け住宅と連携する医療事業所について、サービス付き高齢者向け住宅の運営開始と同時に医療サービスを提供できること。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅と一体で整備する介護事業所について、サービス付き高齢者向け住宅の運営開始と同時に介護保険サービスを提供できること

6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。